

## 特定技能制度に係る令和元年度の取組

## 中部運輸局

①令和元年度は、宿泊業技能測定試験を国内3回、ミャンマーで1回実施。宿泊業技能測定試験では、名古屋会場は定員上限を上回る申し込みがあり、在留資格を特定技能1号とした外国人は、令和元年9月末現在で、中部ブロック内に3名（全国では6名）となった。

②令和元年11月27日に名古屋市内で「宿泊事業における特定技能外国人材受入れセミナー」を開催し、制度説明や事例紹介の他、事業者と留学生のマッチングを実施。（下記参照）

観光庁委託「観光産業の即戦力となる実務人材（外国人材）の確保・育成に関する業務」

## 宿泊事業における特定技能外国人材受入れセミナー

【対象者】 外国人材の登用に関心をお持ちのホテル・旅館等の宿泊事業者及び登録支援機関様  
日本の宿泊業界で働きたい外国人の皆様、外国人が在籍する教育機関の指導担当の皆様 など

|      |   |     |                               |
|------|---|-----|-------------------------------|
| 開催日時 | 令和元年11月27日（水）<br>開場 13:30<br>第Ⅰ部 14:00～15:30（事例紹介等）<br>第Ⅱ部 15:45～17:00（交流会） | 開催地 | 名古屋市中区三の丸2-2-1<br>名古屋合同庁舎第1号館 |
| 開催会場 | 中部運輸局 9階 海技試験室  | 参加費 | 無 料                           |
|      |   | 主 催 | 観光庁                           |
|      |   | 運 営 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)         |

### セミナー概要等

2019年4月1日の入管法改正により、新たな在留資格として「特定技能」が創設されました。宿泊業も受け入れ対象分野となっており、外国人材の言語等の強みを活かしたサービス向上や労働力不足解消に期待されている。

本セミナーの第Ⅰ部では、特定技能に係る制度のご説明や、特定技能外国人材等の受入れのための実務面のポイント・留意点などを地域事業者の取組紹介を交えて紹介を行い、第Ⅱ部では、特定技能外国人材等の受入れを検討している事業者および宿泊業界で働くことに関心のある外国人材の方々を対象に、受入れ・共生に向けた工夫や課題等について、意見交換等を行う交流会を実施。

参加人数は約40名（うち外国人留学生4名）。第Ⅱ部の交流会では事例紹介を行った事業者と外国人留学生の間で積極的な意見交換が成された。

### プログラム内容

|     | 時間    | 次第                | 内容  |
|-----|-------|-------------------|---|
| 第Ⅰ部 | 14:00 | 1. 開会・挨拶・入管法新制度説明 | ・観光庁による講演                                     |
|     | 14:30 | 2. 地元宿泊事業者の取組紹介   | 交流会に参加する事業者より、<br>・事業者概要<br>・外国人材の受入れに係る取組 等  |
|     | 15:30 | 3. 閉会             | ・参加者アンケートの実施・回収                               |
|     |       | 休憩・交流会準備          |   |
| 第Ⅱ部 | 15:45 | 1. 開会・挨拶          | ・宿泊業界の団体より                                    |
|     | 15:50 | 2. 交流会（希望者のみ）     | ・「事業者間の交流・相談」、「事業者の受入れ環境の紹介」、「宿泊業技能検定の受験案内」など |
|     | 17:00 | 3. 閉会             |   |